

七ヶ宿町再生可能エネルギー発電基本計画

平成27年5月22日

宮城県七ヶ宿町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、宮城県の最南西部に位置し、面積の約90%を森林が占める自然豊かな町で、仙台市を含む県民183万人の水がめを擁する水源の町でもある。典型的な山間地帯であり、農業は水稻、畜産を中心にそば、高冷地野菜、果樹、特用林産物等を加えた複合経営を基軸に展開されてきた。過疎高齢化により農業の担い手不足が深刻化し耕作放棄地も増加している。豪雪地帯ではあるが、町内には雪の少ない地域もあり、比較的平坦な地形を利用することで十分に太陽光発電が可能である。

その際、地域の農林業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収益が地域に還元されるよう努めるものとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（別紙 参照）

| 地区 | 区域の所在 | 面積 (㎡) | 備考 |
|-----|------------------|------------|----------|
| 七ヶ宿 | 七ヶ宿町字柏木山59-58の一部 | 195,412 | 太陽光発電の整備 |
| | 七ヶ宿町字柏木山59-559 | 68,664 | 太陽光発電の整備 |
| | 七ヶ宿町字大谷地1-1 | 377.88 | 太陽光発電の整備 |
| | 七ヶ宿町字大谷地1-2 | 117,916 | 太陽光発電の整備 |
| | 合計 | 382,369.88 | |

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|-----|---------|---------|----|
| 七ヶ宿 | 太陽光発電 | 14.5 MW | |
| | | | |
| | | | |

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

| | | |
|-----|------------------------------|-------------------------------|
| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項 |
| 七ヶ宿 | なし | なし |

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

| 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容 | 備 考 |
|--|-----|
| 設備整備事業者（以下、「事業者」という。）は、事業開始後20年間の間で売電収入の約4%に相当する額を町の基金へ還元を行うこととする。町は、その基金を活用して農林業の健全な発展に資する取組を行う。具体的には、畜産農家への支援と農業指導員による営農指導や施設園芸での作物栽培で販売収入の増加を目指すほか、新規就農者の支援や林業再生整備等とおし農林業の振興を図るものとする。 | |

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

仙台市を中心とする宮城県民183万人の水瓶である七ヶ宿ダムを下流に抱えることから、発電設備の建設時はもとより、発電設備が完成後も七ヶ宿ダムの水質を汚染することのないよう事業を展開する。また、周辺の植生、野生動物の生態等の自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

北に南蔵王の名峰不忘山を望み、南西には七ヶ宿町の中心部を一望でき、絶好のロケーションに位置することから、これらの景観が損なわれないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後3年間(平成30年まで)で、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電の再生可能エネルギー発電設備を14.5MW導入(設備整備計画の認定件数1件)することを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、事業者が土地の賃貸借契約期間終了までに土地を原状回復する(土地を更地にして返還する)義務を負い、それまでに発生する費用の全てを事業者が負担することとし、町と事業者間にて今後締結する予定の土地賃貸借契約書にて、両者が確認及び合意を行うものとする。

9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を計るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

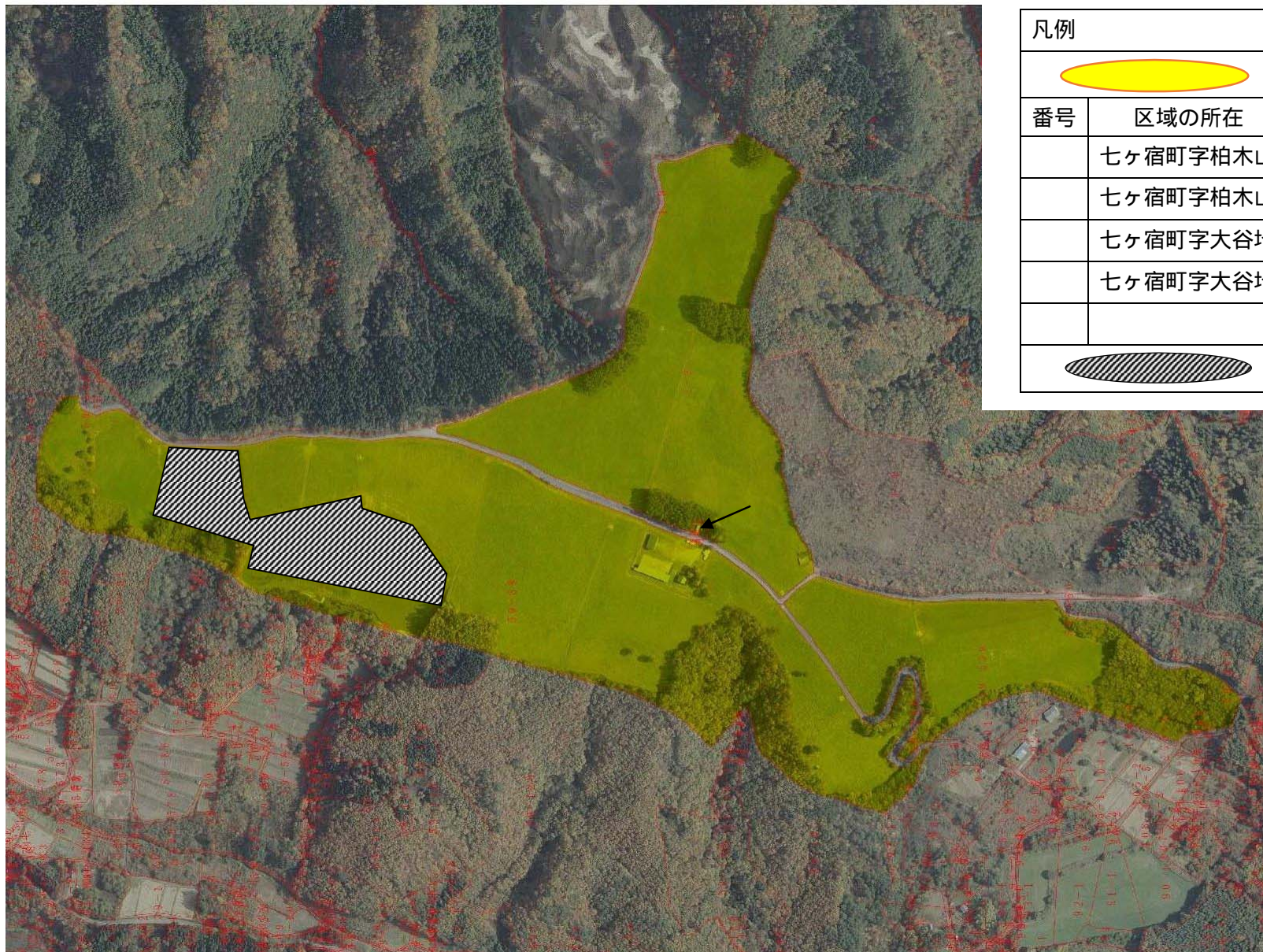
設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込が確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。



(3) 区域外の関係者との連携

本町及び事業者等は、町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

<基本計画>別紙

2.再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(1/5500)



| 凡例 | | | |
|---|----------|----------|------------|
|  | | 促進区域 | |
| 番号 | 区域の所在 | 地番 | 面積 (㎡) |
| | 七ヶ宿町字柏木山 | 59-58の一部 | 195,412 |
| | 七ヶ宿町字柏木山 | 59-559 | 68,664 |
| | 七ヶ宿町字大谷地 | 1-1 | 377.88 |
| | 七ヶ宿町字大谷地 | 1-2 | 117,916 |
| | | 合計 | 382,369.88 |
|  | | 除外区域 | |